

## 議第82号

三島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する

条例案

三島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年三島市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年9月5日提出

三島市長 豊岡 武士